

老人保健法のあらまし

二月一日から、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）以上のお年寄りは、新老人保健法により「老人保健」でお医者さんにかかることとなります。

現在、国民健康保険や職場の健康保険組合や共済組合に加入していても、医療保険に加入している人は、みな七十歳（寝たきりの人は六十五歳）を過ぎれば、医療についてはいままでの医療保険から切り離され、老人保険でお医者さんにかかることとなります。

ただし、いままでも加入していた医療保険の被保険者、あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の葬祭費給付などはいままでも加入の保険から支払われることとなります。

医療事業

○保険証と健康手帳を窓口へ
いままでも診療を受けるとき病院・診療所の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、これらは都留市が交付する「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けることとなります。

○所得は問わない



いままでの老人医療支給制度は、老人（本人）やその家族の所得が一定額以上あるときは制限をうけ、支給対象となりませんでした。これは所得に関係なくすべての老人が、老人保険で医療を受けることとなります。

一部負担金を支払う

いままでも窓口負担分は無料でしたが、二月からは医療費の一部として自己負担することとなります。

外来の診療を受けるとき

一つの医療機関（病院・診療所）に一ヵ月四〇〇円の一部負担金を最初の診療の日に

一度だけ支払います。これは毎月一回支払えば、その病院診療所にはその月には支払う必要はありません。

入院治療を受けるとき

入院したときは、一日三〇〇円の一部負担金を二ヵ月間支払います。ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院したときは、五十日間支払うこととなります。その後は、何日入院しても支払う必要はありません。いったん退院して再度入院したときは再入院した日から二ヵ月間、また一部負担金を支払うこととなります。

なお、医療以外の保険事業については、次号「広報」でお知らせいたします。

おたずねは、市役所保健環境課 ☎(三)一一一（内線二四六・二四七）へ

巡回相談

（援護・恩給関係）

1月28日（金）10時～3時

文化会館三階第一研修室

戦後三十七年余の年月が経過しましたが、旧軍人、準軍人、軍属・準軍属または、その遺族及び旧陸海軍従軍看護婦等で、恩給法及び戦傷病者

戦没者遺族等援護法などによる給付制度をよく知らなかったため、軍人恩給、遺族年金公務扶助料、諸給付金などをいまだに請求していない方、あるいはその後の法律の改正等により、新たに対象となっていない方もあろうかと思われま

このため県では、これらの方々の相談に応じ、その手続き等について理解していただくため、巡回相談所を開設いたします。年一回の機会ですからお出かけのうへ、気軽に相談して下さい。

なお、お出かけの際は印鑑と旧軍隊に関する証拠資料等（たとえば軍隊手帳など）を持参して下さい。

元軍人軍属恩給

欠格者へお知らせ

元軍人軍属恩給欠格者の実態調査のため、全国各地で恩給欠格者連盟が結成され、都留市においても実態調査に協力すべく、支部が設立され二年が経過しましたが、いまでも軍籍はあったが軍人恩給は年数不足だと思ひ、そのままの方が多数いることと考えられます。恩給年限不足にかかわらず会員登録をし、不足の

方々の要望どおり恩給法改正の時は、早急なる手続きが必要のため、何卒ご加入くださるようお願いいたします。

要望事項

「戦後抑留加算是正、軍歴に応じた年金恩給の支給ほか」
なお、現行恩給法による戦時加算、抑留加算等の資料、会員登録の用紙は当方にそろえてあります。

連絡先
全国軍人軍属恩給欠格者連盟
山梨県連合会都留支部
支部長 小林 明
都留市大野二五三六
☎(三)七六〇四

都留市の気象

	57年11月	56年11月	10年間の平均
最高気温	(30) 25.7 °C	(1) 20.7 °C	22.8 °C
最低気温	(28) -3.0 °C	(10) -2.9 °C	-2.4 °C
平均気温	10.9 °C	6.6 °C	8.6 °C
降水日数	1mm以上8日	1mm以上7日	1mm以上7日
降水量	92.5mm	111.0mm	102.5mm
平均湿度	77%	71%	76%

都留市消防署調べ()はその日